

## 合併新市基本計画新旧対照表

変更後（新）	変更前（旧）
<p>序論</p> <p>第2章</p> <p>3. 計画の期間</p> <p>この計画の期間は、2007年度から2022年度までの16ヵ年とします。</p> <p>なお、実施設計には着手しているものの、当該期間内に完了しない事業のうち最も期間を要するものは、2026年度の完了を予定しています。このため財政計画については、計画期間を2007年度から2026年度までとします。</p> <p>II. 新市の施策</p> <p>第1章 地域間競争に勝ち抜く自立した経済構造の実現</p> <p>第4節 中心市街地の活性化</p> <p>2. 中心市街地の整備</p> <p>〔施策の概要〕</p> <p>(表省略)</p> <p>※なお、佐賀駅周辺整備事業については、令和2年度に実施設計に着手しており、令和5年度の完了を予定しています。</p> <p>第2章 地域で安心して生活できる社会の実現</p> <p>第2節 子どもを健全に育てられる環境の整備</p> <p>2. 子育てと仕事の両立のための環境整備</p> <p>〔施策の概要〕</p> <p>(表省略)</p>	<p>序論</p> <p>第2章</p> <p>3. 計画の期間</p> <p>この計画の期間は、2007年度から2022年度までの16ヵ年とします。</p> <p>(追加)</p> <p>II. 新市の施策</p> <p>第1章 地域間競争に勝ち抜く自立した経済構造の実現</p> <p>第4節 中心市街地の活性化</p> <p>2. 中心市街地の整備</p> <p>〔施策の概要〕</p> <p>(表省略)</p> <p>(追加)</p> <p>第2章 地域で安心して生活できる社会の実現</p> <p>第2節 子どもを健全に育てられる環境の整備</p> <p>2. 子育てと仕事の両立のための環境整備</p> <p>〔施策の概要〕</p> <p>(表省略)</p>

※なお、公立認定こども園整備事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定しています。

### 第3章 自然と調和した個性的な美しいまちの実現

#### 第3節 快適な生活環境の充実

##### 2. 安全・快適な道路空間の整備

〔施策の概要〕

(表省略)

※なお、植木橋木角線整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和7年度の完了を予定、上高木東淵線外1路線整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和8年度の完了を予定、上戸田川上線整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定、通学路安全対策整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定、三溝線整備事業については、令和2年度に実施設計に着手しており、令和8年度の完了を予定、東高木木角線整備事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和7年度の完了を予定しています。

### 第4章 個性が尊重され楽しく学習できる社会の実現

#### 第1節 個性を尊重し創造性を養う教育の推進

##### 1. 個性を尊重する教育の充実

〔施策の概要〕

(表省略)

※なお、学校施設改修事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定、嘉瀬小学校長寿命化改良事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和7年度の完了を予定、

(追加)

### 第3章 自然と調和した個性的な美しいまちの実現

#### 第3節 快適な生活環境の充実

##### 2. 安全・快適な道路空間の整備

〔施策の概要〕

(表省略)

(追加)

### 第4章 個性が尊重され楽しく学習できる社会の実現

#### 第1節 個性を尊重し創造性を養う教育の推進

##### 1. 個性を尊重する教育の充実

〔施策の概要〕

(表省略)

(追加)

諸富中学校屋内運動場改築事業については、令和2年度に実施設計に着手しており、令和5年度の完了を予定しています。

## 第2節 生涯学習の推進

### 2. 生涯学習環境の整備

〔施策の概要〕

(表省略)

※なお、諸富町公民館建設事業については、令和3年度に実施設計に着手しており、令和7年度の完了を予定、西川副公民館建設事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和6年度の完了を予定しています。

## IV. 公共施設の適正配置と整備方針

### 第1章 公共施設の適正配置と整備方針について

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い旧役場庁舎等については住民窓口サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、電算処理施設のネットワーク化等により、必要な機能の整備を図ります。

※なお、富士支所庁舎設備改修事業については、令和4年度に実施設計に着手しており、令和5年度の完了を予定、川副支所庁舎整備事業については、令和元年度に実施設計に着手しており、令和5年度の完了を予定しています。

## 第2節 生涯学習の推進

### 2. 生涯学習環境の整備

〔施策の概要〕

(表省略)

(追加)

## IV. 公共施設の適正配置と整備方針

### 第1章 公共施設の適正配置と整備方針について

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い旧役場庁舎等については住民窓口サービスの低下を招かないよう十分に配慮し、電算処理施設のネットワーク化等により、必要な機能の整備を図ります。

(追加)

## V. 財政計画

### 第1章 財政計画

#### 1 前提条件について

財政計画は、平成19年度から令和4年度までの16年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績や経済情勢、人口推移などを考慮し、普通会計ベースで算出します。

作成に当たっては、合併後も厳しい財政状況が予測されるため、健全な財政運営を継続することを基本として、合併に伴う事務事業調整や事務移管による影響、国の財政支援措置を加味しています。

なお、実施設計には着手しているものの、当該期間内に完了しない事業のうち最も期間を要するものは、令和8年度の完了を予定しています。このため令和5年度から令和8年度までの財政計画を追加しています。

新市の財政計画（平成19年度～令和8年度） ※改め文参照

（略）

## V. 財政計画

### 第1章 財政計画

#### 1 前提条件について

財政計画は、平成19年度から平成34年度までの16年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績や経済情勢、人口推移などを考慮し、普通会計ベースで算出します。

作成に当たっては、合併後も厳しい財政状況が予測されるため、健全な財政運営を継続することを基本として、合併に伴う事務事業調整や事務移管による影響、国の財政支援措置を加味しています。

（追加）

新市の財政計画（平成19年度～平成34年度）

（略）